

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第十四条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十六条第一項中「をいう」の下に「。次条第一項及び附則第三十二条の三において同じ」を加える。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十二条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条の三を改め、同条を附則第三十二条の四とし、附則第三十二条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「額を」の下に「、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改める。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十六条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第五十六条第四項中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改める。

第二条中国国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第六項の改正規定を削る。

第二条中国国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の二の改正規定を次のように改める。

附則第八条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第二条中国国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の三を改め、同条を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「とするよう」を「とするように」に、「臨時の法制上及び」を「税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により確保される財源を活用して国の負担とするよう必要な法制上及び」に、「臨時の法制上の」を「必要な法制上の」に改める。

第三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第六項の改正規定を削る。

第三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の三を改め、同条を附則第二条の四とし、附則第二条の二の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

附則第二条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の三を改め、同条を附則第二条の四とし、附則第二条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「金額を」の下に「、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により確保される

財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改める。

理由中「において」の下に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用した財源の確保により」を加える。